

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公表番号】特表2012-524608(P2012-524608A)

【公表日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2012-042

【出願番号】特願2012-507238(P2012-507238)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/82 (2013.01)

A 6 1 F 2/06 (2013.01)

【F I】

A 6 1 M 29/00

A 6 1 F 2/06

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月29日(2013.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

近位端部および遠位端部を有し、前記遠位端部が遠位アンカーを有するカテーテルシャフトと、

前記カテーテルシャフトに沿って前記遠位アンカーから前記カテーテルシャフトの前記近位端部のハンドルへ伸びる操舵部材と、

前記カテーテルシャフトに沿って、前記遠位アンカーから前記カテーテルシャフトの前記近位端部の前記ハンドルへ伸びる解放部材と、を備え、

ロック位置の前記解放部材が、前記操舵部材の遠位端部が前記遠位アンカー内の操舵部材開口部から分離するのを妨げるため設けられた遠位端部を有し、操舵部材解放要素が解放位置に移動されるとき、前記操舵部材の前記遠位端部が前記遠位アンカーから分離するのを妨げられない、

ことを特徴とする補綴物送達カテーテル。

【請求項2】

前記遠位アンカーが操舵部材受入開口部を有し、

前記操舵部材解放要素が解放位置に移動されるとき、前記操舵部材の前記遠位端部が前記遠位アンカー内の前記操舵部材開口部から分離するのを妨げられない、

請求項1に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項3】

前記操舵部材および前記解放部材が、前記カテーテルシャフトと、前記遠位アンカーと、スプラインと、前記操舵部材および前記解放部材の少なくとも1つとの間の近位捕捉空間内の腔内補綴物要素を捕捉する前記スプラインを通って伸びる、

請求項2に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項4】

前記スプラインが、中に、前記操舵部材および前記解放部材の少なくとも1つが通るよう構成された貫通穴を有する、

前記スプラインが、前記近位捕捉空間から、前記操舵部材および前記解放部材の少なくとも1つの解放を妨げる少なくとも1つのサイドフックを有する、または、

前記腔内補綴物要素が、近位スプリング要素を有する、
請求項 3 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 5】

前記腔内補綴物要素が、近位スプリング要素を有し、前記腔内補綴物要素が、ステントの部分である、または、

前記腔内補綴物要素が、近位スプリング要素を有し、前記腔内補綴物要素が、ステントグラフトの部分である、

請求項 3 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 6】

前記操舵部材がチューブである、

請求項 3 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 7】

操舵部材チューブが、遠位端部において拡張可能なロック要素を有する、

請求項 6 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 8】

前記解放部材が、ワイヤまたはチューブである、

請求項 7 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 9】

前記ワイヤまたはチューブが前記操舵部材チューブの前記拡張可能なロック要素内に位置決めされるものとして前記解放部材が構成されるときに前記ロック位置が生成され、前記ワイヤまたはチューブが前記操舵部材チューブの前記拡張可能なロック要素内に位置決めされないものとして前記解放部材が構成されるときに前記解放位置が生成される、または、

前記ワイヤまたはチューブが拡大端部ロック部を有する、

請求項 8 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 10】

前記操舵部材がワイヤである、

請求項 3 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 11】

前記ワイヤが拡大端部を有する、

請求項 10 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 12】

前記解放部材がワイヤであり、

前記ワイヤが典型的には拡大端部ロック部を有する、

請求項 11 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 13】

前記遠位アンカーを越えて伸びる前記カテーテルシャフトと前記解放部材の間の遠位捕獲空間内で腔内補綴物要素を捕獲するバリアとしてはたらくため、前記解放部材が前記遠位アンカーを越えて伸びる、

請求項 1 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 14】

前記遠位アンカーが、中に前記操舵部材が固定され、かつ周囲に前記遠位捕獲空間から伸びる前記腔内補綴物要素の部分の位置決めが可能であるリブとして構成される、

請求項 1 3 に記載の補綴物送達カテーテル。

【請求項 15】

前記腔内補綴物要素が、近位スプリング要素を有する、または、

前記操舵部材がチューブであり、操舵部材チューブが自身の遠位端部において拡張可能なロック要素を有し、前記解放部材がワイヤまたはチューブであり、前記ワイヤまたはチューブが前記操舵部材チューブの前記拡張可能なロック要素内に位置決めされるものとして前記解放部材が構成されるときに前記ロック位置が生成され、前記ワイヤまたはチュー

ブが前記操舵部材チューブの前記拡張可能なロック要素内に位置決めされないものとして前記解放部材が構成されるときに前記解放位置が生成される、

請求項 1 4 に記載の補綴物送達カテーテル。